

5. 千曲川(県管理区間)の権限代行による災害復旧

1. 権限代行制度の概要

背景

- 激甚、頻発化する水害に対応するため、迅速な災害復旧工事や、ダム等の施設能力を向上させる再開発工事等を実施する必要が高まっている。
- このような工事には高度な技術等が必要となるが、**工事実施体制や技術上の制約等により都道府県等管理河川でこれらの工事を的確に実施できない場合がある。**
- そこで、これらの工事について、国土交通大臣又は水資源機構が代わって実施できる**権限代行制度を創設**し、地域の河川の安全を確保する。

制度の概要

代行の対象

- 一級河川の指定区間及び二級河川における河川に関する工事（改良工事・修繕・災害復旧が対象）
※国による改良工事、修繕の代行はダム、導水路、放水路等を想定
※水資源機構による代行はフルプラン水系内のダムを想定

代行の要件

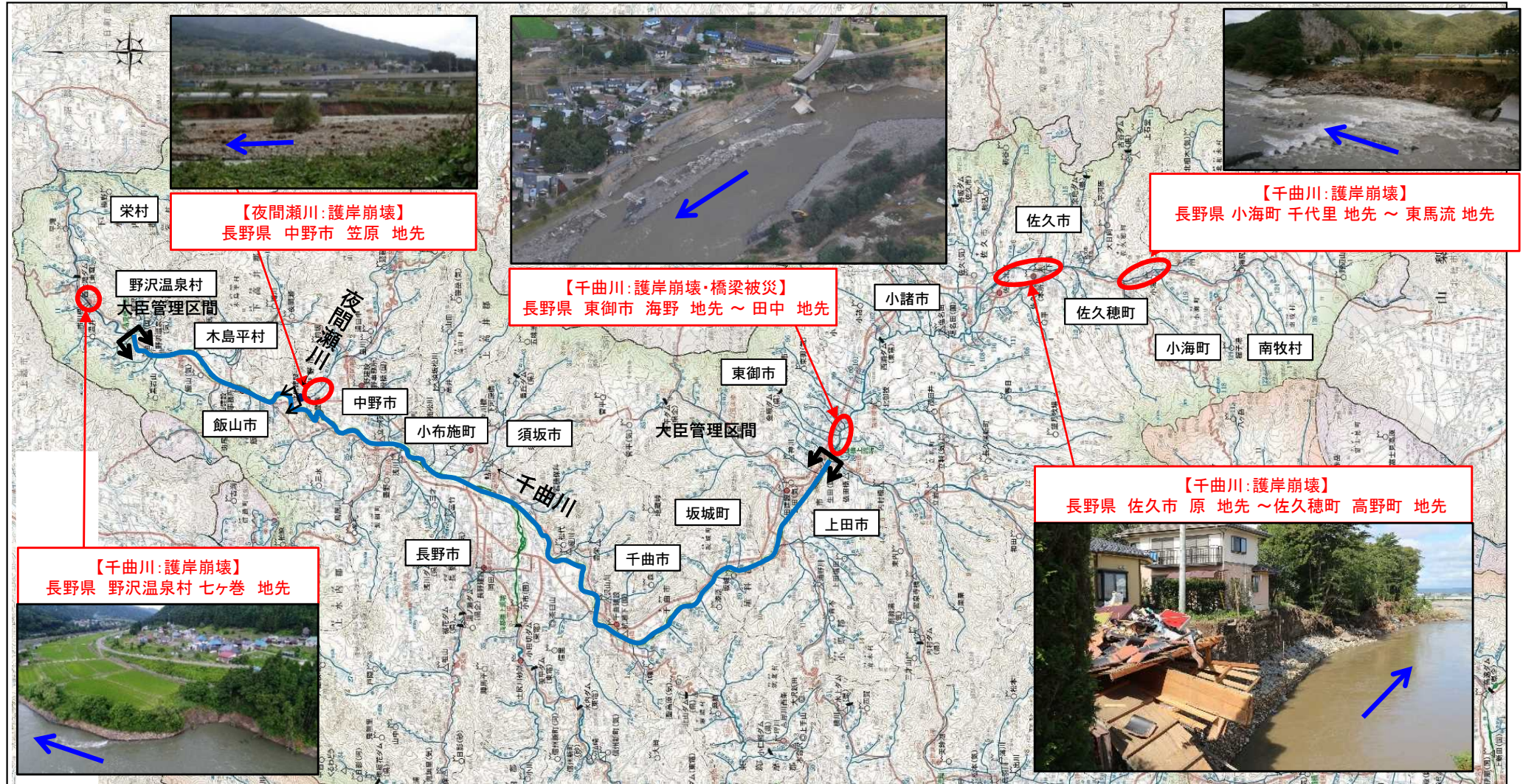
- 都道府県等から要請があること
- 当該工事が、高度の技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるものであること
- 都道府県等の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、代行することが適当と認められること
※水資源機構による代行では、さらに「当該事業の実施がフルプラン水系内における水の安定的な供給に資するものと認められること」の要件が必要。
※水資源機構が代行を行うのは、国よりも水資源機構が工事を実施する方が効率的な場合等を想定。

費用負担

- 通常の事業実施と同じ費用を負担する（都道府県等は費用から負担金等相当額等を控除した額を負担）

信濃川水系 権限代行による復旧工事箇所及び被災状況

- 長野県管理区間の信濃川水系千曲川及び夜間瀬川では、台風第19号の記録的な大雨により広範囲で河川管理施設が被災しました。
- このうち、被災箇所が長大にわたるなど、大規模な被災が発生した5箇所において、10月20日(日)の長野県知事からの要請を受け、国が権限代行により復旧工事を実施。



- ・10月20日(日) 長野県知事からの要請を受け、国が権限代行により24時間体制で緊急復旧工事に着手。
- ・11月15日(金) 家屋近接部の河岸防護盛土が完成。【施工】(株)大林組、東部開発(株)
- ・12月 6日(金) 河岸欠損箇所全体の河岸防護盛土が完成。



2019年12月6日(金) 9時00分撮影

- ・10月20日(日) 長野県知事からの要請を受け、国が権限代行により復旧工事を行うことで決定。
- ・12月 6日(金) 本復旧に向けた準備工として実施していた、家屋隣接箇所の崩落防止対策工が完了。
【施工】(株)安井建設、前田建設工業(株)、清水建設(株)

